

地域住民のまちづくり，コミュニティ再生

—窓割理論を中心として—

覺 正 豊 和

はじめに

最近、巷では、「ひったくりが頻繁にある」との声が聞かれている。実際、たとえば神奈川県警生活安定総務課生活安全対策室部のまとめによると、県内のひったくり発生事件数は年々増加し、2001年には、前年より1315件多い4918件と過去最高となり、被害総額も3億8200万円に上がっている。^{注1}また、そればかりか外国人犯罪の増加^{注2}や青少年をとり巻く社会環境の悪化、家庭ゴミ、電化製品から車輦に至るまでの不法投棄といった犯罪行為があとをたない。いうまでもなくこうした現象は、^{注3}コミュニティが弱体化したことのあらわれであり、犯罪の防止は警察の力に頼るだけでは、その効果は期待薄といえるであろう。それは、もはやコミュニティの安全神話は失なわれ、ミコミュニティにおいて犯罪の被害を受けるのは他人ごとではなくなったことを意味するものであり、各人が自分たちのまちは自分たちの手で守るという地域コミュニティの再構築への考えとつながるものである。

ところで、ニューヨークのジュリアーニ元市長が、その任期中に犯罪を4割減らしたということは、数々のマスコミ報道により周知の通りである。^{注4}ジュリアーニ元市長の実践した具体的方法は、ニュージャージー州トガーズ大学のGeorge L Kelling教授

の提唱した「Broken Windows Theory」を基礎に割れた窓ガラスを放っておけば、あっという間にすべてが割られるとの考えからパトロールの警官は、地下鉄の落書きなど軽微な犯罪も見逃さないというとり組みと、市民が路上の廃棄車輦の除去など街の浄化に力を注ぐといった、市民、行政、警察が一体となってとり組むことの大切さを証明したものだといえる。

そこで本稿では、G・ケリング教授の「窓割理論」をもとに、地域住民のまちづくり・コミュニティ再生へのとり組みについて論じていきたい。

1. 窓割理論

まず最初に、「窓割理論」とは何かについて、George L. Kelling教授の著書である「ブローケン・ウィンドウズ」（アトランティック社1992年）をもとにみていくことにする。

アメリカ・ニュージャージー州では、1970年の半ばにおいて市民生活の質の向上を図るために、警察官のパトロール方法をパトカーから降りて徒歩でパトロールするようにしたという。州知事や州の役人の多くは、これで犯罪が減るだろうと意気込んでいたが、多くの警察署長は懐疑的であった。すなわち、徒歩でのパトロールは、警察の可動力を減少させてしまう結果、市民の要請に応えるこ

とが難しく、司令部によるパトロール警官の制御力が弱まってしまうと思われていたからである。しかしながら、開始から5年後に警官の徒歩パトロールの評価について、ニューアークで実行された実験の分析によると徒歩パトロールそのものが犯罪率を下げることはなかったが、徒歩パトロールが実行された地域の住民は、実行されなかった地域の住民よりも身の安全を感じ、犯罪が減ったように思うようになり、犯罪から身を守る手段の度合いをさげるようになったことが示されたのである。さらに、徒歩パトロールの地域の住民は、他の地域の住民よりも警察に対して好意的な意見を持つことが、また、警察官も徒歩パトロールを行っている者の方が車でパトロールをしている者より高い勤労意欲を持ち、仕事に対する満足度も高く、住民に対して好意的な態度をとっていたことが明らかにされた。だが、問題は犯罪率が低下しておらず、実際は上がっていたのにもかかわらず、なぜ住民はその地域を安全なものと思えたのだろうか。

一般的に人々の多くが、公共の場でもっとも怖がらせるのは何かというと、多くの市民は主として犯罪、とくに見知らぬ者による突然の暴力的な襲撃や無秩序の人々に侵害される恐怖心である。それは、暴力的なものばかりではなく、犯罪者でなくても、評判の悪い手に負えない予測不可能な行動をとる人々なのである。すなわち、乞食、酔っ払い、麻薬常用者、乱暴なティーンエイジャー、売春婦、ぶらぶら暮らす者、精神異常者などである。

そこで、パトロール警官が行ったのは、このような者がいる地域において、出来る限り秩序を向上させることだった。例えば、ニューアークの警

察官は、通りにいる人々には、「地元の人」（普通の住人、酔っ払い、浮浪者などを含み、そこに在住し自らの身分をわきまえている者）と「よそ者」（そこに住んでいない人で、怪しげに、時には気づかって様子をうかがっている者）の両者から成りたっていたことを思い出し、警察官は誰が「地元の人」であるかを把握したうえで、「よそ者」を監視し、秩序を乱すような住人が、非公式であるもののその地域のものだけがよく知られているルールを守るように目を配った。すなわち、酔っ払いや麻薬常用者は玄関の階段に座るのは構わないが横になることは認めず、裏通りで飲酒するのは構わないが大通りでは許されなかった。また、酒の瓶は紙袋で覆わなければダメであり、バス停でバスを待つ人に話し掛けたり、物をねだったりすることは許さなかった。そして、商人と客の口論では商人の方が正しいとされ、まして、客が「よそ者」の場合にはなおさらであった。「よそ者」がうろうろしているのを見つけると、警察官はその者がなにをしているのかを尋ね、納得のいく答えが返ってこない場合には追い返したりした。そして、その地域のルールを破る者は逮捕され、騒がしい若者は静かにするように注意した。

しかし、徒歩パトロールの効果について懐疑的になっている者たちの暴力的犯罪など住民が本当に恐れているものに対しては、根本的な解決策にはなっていないとの主張もあった。だが、様々な都市の住民が抱える心配事がまちの無秩序からなりたっていることを忘れてはならないとニューアークの人々は、無秩序の方をより恐れ、警察に守られることによって非常に安心感を得ているのである。さらに、無秩序と犯罪は切り離せないつながりをもっていることを忘れてはならない。無秩序

地域住民のまちづくり、コミュニティ再生

が犯罪へと発展していくわかりやすい例としては、一枚の割れた窓ガラスを放置しておく、他の全ての窓ガラスが割られてしまうということである。このことは、なにも荒廃した地域に限ったことではなく、環境のよい地域でも同じことが起こりうる。放置され壊れたままの窓ガラスは、誰もそれに関心を持っているものは存在せず、他の窓ガラスも壊しても構わないというサインになるのである。

スタンフォード大学の心理学者、フィリップ・ジンバルド教授は、この窓割理論を試した実験結果を1969年に発表した。すなわち、ナンバープレートを取り外し、ボンネットを開けたままにした乗用車を、ブロンクスとカルフォルニアのパロアルトに置いたところ、ブロンクスに置かれた車の方は、10分もたたないうちに破壊者によって襲われたという。最初に手をつけたのは父親、母親、若い息子からなる一大家族で、ラジエーターとバッテリーを持ち去った。24時間後には価値のあるものは持ち去られ、その後手当たり次第に破壊され始め、窓ガラスは割られ、座席カバーは破かれ、様々なパーツは引き剥がされ、最後には子供たちは遊び場として用いられていた。これらの破壊者は身なりのよい白人であった。一方のパロアルトに置かれた車の方は、一週間、誰も手をつけなかった。そこで、ジンバルド教授が大槌で部分的に破壊したところ、すぐに通行人が加わってきて、数時間後には車はひっくり返され、完全に破壊された。ここでも破壊者は身分のよい白人であった。このように放置された物は、楽しみを探してぶらぶらしている人はもとより、法を犯すことなど考えたことがない人にとっても恰好のターゲットになるのだという。車の破壊や窃盗などが日常的に起こ

るブロンクスでは、「誰も気にしない」という地域性から、落ち着いた街であり、個人の所有物は守られるべきだと考えられているパロアルトより先に破壊が始まったと思われる。しかし、「誰も気にしない」というサインを出す行動によって、保たれてきた秩序を守ろうとする風潮が揺るがされたとき、破壊はどこにでも起こりうるとされるのである。また、「ほったらかし」の行為も地域秩序の崩壊へとつながっていく。自らの家庭を大切に、近所の子供のことを気にかけて、不審な侵入者に眉をひそめるような秩序のある地域でも、建物が放置されると窓ガラスは割られ、雑草が生い茂っていくようになると、大人は乱暴な子供を注意しなくなり、子供はますます乱暴になっていく。やがて、住民がその地域から出ていくと、素性の知れない人々が移り住んでくる。ティーエイジャーらは街角のある店の前にたむろするようになり、店主が立ち去るように言うと彼らは拒み争いが生じ、ごみが散乱し、店の前で酒を飲むようになり、酔っ払いが通りで寝ることがあたりまえになり、乞食が通行人にもものをねだるようになる。この時点では、まだ深刻な犯罪やよそ者に対する襲撃が必然的に多発するとは言えないが、住民らは暴力的な犯罪が増えたと思い込み、自らの行動を制限しようとして、通りに出る回数を減らし、通りに出たときには人から離れ、人と目を合わせないようにし、口を閉ざし足早に通りすぎるようになる。でも、何人かの住民にとっては、こうした崩壊は大した問題ではないかもしれない。そのような者には地域は「家」ではなく「住んでいる所」だからである。しかし、近所付き合いを大切にする住民にとっては一大事なのである。いうまでもなくそのような地域は必然的ではないが、犯罪による被害を受

けやすいとされ、住民が秩序の取締りに自信を持っている地域に比べると、麻薬が売買されたり、売春婦が通りで誘惑したり、車が盗難されたりする確率が高いのである。さらに、酔っ払いは愉快犯である少年たちに襲われたり、売春婦を買おうとする者は待ち構えている男に襲われたりするようになる。このような犯罪からもっとも逃れにくいのが、年老いた人々である。

市民調査によれば、年老いた人は若い人よりも犯罪にあふ確率は低いとされている。年老いた人々にとっては、ティーンエイジャーや酔った乞食等に出会うかもしれないという恐怖心は、実際に強盗に遭うのと同じくらいの恐怖なのである。したがって、年老いた人たちが犯罪に遭う確率が低いのは、鍵にとざした家に閉じこもることにより身を守るからである。また反対に、若い男性が老女よりも頻繁に襲われるのは、襲いやすく有益なターゲットだからではなく、通りによく出ていくからなのである。このように、無秩序を恐れているのは年老いた人だけではないのである。

ハーバード・ロースクールのスーザン・エストリッチ教授は、人々が何に対して恐怖を感じるかのインタビュー調査を実施した。これによると、回答者の4分の3が通りで集団の若者に出会った場合であり、そのような場合、通りの反対側に渡って逃げると答えていた。また、バルチモアでの調査では、たった一人の若者でも怖いので通りの反対に渡るとの回答が多かった。住宅環境の調査においても、もっとも危険な場所を挙げて下さいという問いに対して、実際に犯罪が一度も起こったことのない場所にもかかわらず、若者が酒を飲んだり音楽を流したりしてたむろしている場所が挙げられた。このように住民が恐怖心を感じるのは、

犯罪発生率が必ずしも高いところではなく、無秩序化した地域に恐怖心を感じるのである。

ネイザン・グレイザ博士は、地下鉄の落書きなどの一見して無害と思えるようなものでも、地下鉄利用者にとっては統制がされておらず、危害が加えられそうな場所だとの考えを与えてしまうと言っている。このような場所は、住民は恐怖心から避け、その結果、社会の規制力も弱まっていくことになってしまうという。勿論、犯罪はなくならず、無秩序が改善されることもありえず、住民が警察に抗議すると人手不足であり、裁判でも軽犯罪や初犯の場合には裁かれないのだと説明される始末である。このような状況になると、もはや、住民はパトカーで巡回する警官は無能と思い、他方、警官にとっては、住民は生存競争をしている動物に見えてくるという。その結果、住民は無意味さを悟り、警察に連絡することを止めてしまうことにさえなる。だが、どこの都市においても起きてきたような初期の犯罪は、自然に自己修正するようなメカニズムが備わっていた。シカゴ、ニューヨークやボストンでは、犯罪が発生した後、親族や教会などの繋がりから家族の力によって、まちの秩序がとり戻されたのである。また、当時の警察官は文字通り体を張って治安維持に貢献したとされる。誰もが知るように初期の頃の警察の役割は、火事や野性動物、いかがわしい行為などからまちを守る夜間の見張り人の役割で、犯罪を解決するのは警察の役割というよりも個人の問題ととらえられていた。やがて、警察の役割が秩序維持から犯罪に対処するようになり、いかに多くの犯罪を解決し、多くの犯罪者を検挙することだと考えられ、これが解決すれば住民の恐怖はとり除かれると思われてきた。しかし、初期の頃、あきら

地域住民のまちづくり、コミュニティ再生

かであった秩序維持と犯罪防止の関係は忘れられてしまい、前述した一枚の割れた窓ガラスが全て割られてしまうケースに類似している。酔っ払いや乱暴な若者、物乞いをする乞食などを恐れる住民が、その者たちの行為に単に嫌悪感を覚え、無秩序な行為が野放しにされている地域で、深刻な犯罪が起こりうるという住民の訴えである。すなわち、野放しにされた乞食が初めの一枚のガラスにあたり、プロや咄嗟の窃盗犯は、秩序の悪い通りで犯行を行えば、逮捕されたり身元を認識されたりする可能性が低いと考える。また、乞食が通行人にねだっているのを放置している地域では、実際に強盗が起こった場合でも、警察には通報されないと窃盗犯は考えるようになる。

次いで、警察官のパトロールについてみると、警察幹部の多くは、車によるパトロールでも徒歩と同様に対処できると考えている。しかし、実際は警察と住民との接触は、車と徒歩では大きく異なってくる。徒歩でのパトロールでは、通りで人と自分自身を遠ざけることができないし、通りで人が近づいてきた場合、これから起こることを、うまく処理するのは着ている制服と警察官自身の人格である。なにより、道を尋ねられるのか、助けを求められるのか、怒りぶつけられるのか全く予測できない。車でのパトロール警察官は窓を開けて通りにいる人たちを眺めるといふかたちになる。ドアと窓は、近づいてくる住民を締め出す障壁となりうる。また、警察官のなかには、無意識だと思われるが徒歩パトロールと異なった態度をとることもある。たとえば、パトカーが若者がたむろしている街角に止まる。窓が下げられ、警察官が若者をにらみつけると若者はにらみ返す。そして、警官が若者の一人に「こっちに來い」「名

前は」「ジョージ」「なにをしているんだい」「別に」「仮出獄中か」「違うさ」「悪いことをしないようにしろジョージ」。この間、他の若者たちは、警官をあざ笑うようにおしゃべりをしているので、警官はさらに鋭くにらみつける。このようなやりとりでは、警官はなにも得ることはできず、若者たちは警官を気にする必要はないと考え、ばかにさせるようになる。警官が住民たちと話をすることは犯罪防止のために必要なことである。世間話から情報を得ることができ、住民にとっては心配事を伝え、何をしたいかと意図を持つことができるからである。この場合、車からよりも徒歩の方が住民に近づきやすく、容易に話しかけることができ、また、道端で警官と話した方が目立たず、プライバシーさえ守られる。街角でパトカーをのぞき込んで話をすることは、密告者だとまわりに知らせているようなものである。

地域によっては、徒歩パトロールが不要な地域もあるだろうし、秩序は崩壊しているがまだ改善の余地がある地域というように、いつでも窓ガラスが割れているが全てが割られているわけではなく、修繕が必要な地域、まだまだ改善するのに間に合う地域を見極めることが大切なのだ注5と説いている

2. コミュニティ再生

1998年7月に中心市街地活性化法が施行され、全国的な傾向である中心市街地の空洞化や衰退に歯止めをかけ、かつての中心性・賑わいを取り戻すとともに、市町村の活性化、安全にとり組み始めている。注6しかしながら、資金の調達、質、量にわたる人材不足等の問題から、そのとり組み方にしても着実に進展しているとはいいがたい。また、

主体者が自治体や商工会議所、事業者という提供者側が中心となるため、地域住民の意見やニーズが反映されないといった難点が指摘されている。いうまでもなく、人が生活し活動する場所を対象とするものであれば、その中心とする地域住民自らが主体的になって取り組むことがコミュニティにとっては必要である。こうした背景のもと、自分たちの手で地域づくりを行おうとする市民運動が各地で生まれ、行政サイドにおいても1998年にNPO法が施行され、その活動主体に法人格を与え支援する状況を作り上げたのである。^{注7}ところで、わが国に比べアメリカやイギリスでは、ほとんどの都市や市町村において、地域の発展に寄与する地域住民が自発的に作り上げた非営利団体組織が存在し、専門スタッフや支援者、ボランティア参加者などで運営されている。^{注8}

では、なぜ、住民主体の地域づくり、いわゆる“まちづくり”が必要なのであろうか。それは、わが国の社会構造のパラダイムの大きな転換期にあるからに他ならない。20世紀の経済を支配した大量生産、大量消費は、利益の極大化と効率化を追求するばかりに、社会に様々な弊害をもたらすことになった。また、個人やコミュニティにも少子高齢化、環境問題、情報化の推進、都市化、外国人の増加、終身雇用制の崩壊により、個人の雇用問題や生活問題の不安定化さらには、定年やリストラ後に地域に戻った中高年者をいかに地域コミュニティに溶け込ませるか等の変化も生じた。こうした変化は、NPO法の施行、介護保険制度の開始、行政から民間へのアウトソーシングといった新たな状況も生まれ、地域コミュニティにまちづくりの課題と様々な機会と資源が存在することを認識させてくれることになった。コミュニティの

労働力、原材料、ノウハウ、技術などの地域の人的資源などさまざまな資源を利用し、地域住民が主体となって自発的に地域の問題にとり組み、コミュニティの活性化を考えようとするものである。^{注9}

今日、コミュニティが抱える課題としては、地域の安全すなわち、犯罪非行問題、住宅問題、福祉問題、環境問題、教育問題、中心市街地の空洞化といった様々な課題があり、多様でかつ地域に複雑に関連し、従来はこのような課題は、公共的な問題として主に行政が対応してきた。だが、やはり、自らのコミュニティのニーズは、その構成員である地域住民がコミュニティ再生に向けてと取り組んでいくことが重要なのである。

(1) コミュニティの目的

前述したように、急激な社会環境の変化は、地域住民間における人間的なつながりが希薄になり、コミュニティが本来持っていた機能も低下し、地域コミュニティの喪失が問題視されている。このことが再確認されたのが、1995年に起こった阪神大震災時の非常時における近隣や地域社会のつながりである。^{注10}地域コミュニティの再生は都市型コミュニティといわれるもので、かつてのムラ社会のコミュニティとは異なり、都市において住民が共に楽しく快適に暮らせるように、新たな住民同士のネットワークによる共同的な生活様式を育むことであり、地域社会に住む・暮らすことにおいて、地域の一員として責任と役割を自覚し、地域への帰属意識と安全で快適な暮らしという共通の目標に向かって、地域住民が主体的な活動を通じて形成されるものである。そこに、参画、交流、共生といった風土が生まれ、地域の社会問題の解決が図られ、

地域住民のまちづくり、コミュニティ再生

犯罪をはじめとするさまざまな、地域文化の継承・発展など、まちの活性化になっていくことになる。ところで、コミュニティづくりに関連するものとして、ボランティア活動があり、それが地域社会にどのような役割りと影響を与えるかについては、次のような点が挙げられる。^{注11}

- ① 地域社会において人と人の絆を生む
- ② ボランティア活動による生きがいの発見
- ③ 人々との交流やふれあい体験ができる
- ④ 安心できる地域を創造し、犯罪被害者や地域の弱者の気持を共感することができる

(2) 地域住民によるまちづくりの動向

わが国におけるまちづくりは、都市政策と商業政策の2つからなっており、ともにハード面の整備を中心に進められ、環境政策や犯罪からまちを守ることはあまり考えられてもこなかったといえる。

- ① 都市政策 1888年の「東京市区改正条例」の制定以降、欧米の先進法令を参考に数度にわたって見直され、1970年代には、現行の都市計画の骨格が出来、1980年代に入り全国で乱開発が進み、住民によって住民運動が展開された。これらの動きから1992年の都市計画法の改正では、市町村が長期的なビジョンを持った「都市マスタープラン」を策定されるようになり、公聴会などによって住民の意見が反映されるようになった。これは、市町村の裁量を広げ、市民参加の思想を取り入れたことと解されている。
- ② 商業政策 戦後自然発生的に集積した商店街が1960年以降大型店の急激な進出、その他の要因から衰退しはじめ、地域の活性

化の低下が叫ばれた結果、商業政策に「まちづくり」や「コミュニティ」の考え方がとり入れられたのである。さらに、通産省が提唱した「80年代の流通ビジョン」「90年代の流通ビジョン」において「コミュニティマート構想」や「ハイマート2000構想」により、街を地域の人々が生活ニーズを満たすために集い、交流する暮らしの広場として活性化するためのまちづくりの思想も考慮されたのである。また、1990年の大店法の改正においても、まちづくりへの考慮という文言が盛り込まれ、民間の大型店開発にもまちづくりが意識されるようになったのである。^{注12}

(3) 住民によるまちづくり

住民によるまちづくりを考える場合、地域の組織とその活動を把握することが大切である。地域コミュニティには、町内会・自治会組織、有志的組織、学区・住区組織、職業的組織などの地域活動を行っている組織がある。町内会や自治会は日本独特なもので日本文化を象徴するものといえる。その組織に関連するものとして、子ども会、青年会、婦人会、老人会といった年齢層別組織や消防団、防犯協会、民生委員といった行政協力組織、また、PTA、住民協議会、コミュニティ推進協議会といった学区・住区の組織から共通の趣味や目的のために個人が自発的に集まって、グループ活動やサークル活動を行う有志的組織もある。また、子どもの頃から市民活動を行っているボーイスカウトやガールスカウトの組織、近年ではガーディアンエンジェルなどの犯罪防止パトロール活動に取り組むものもある。^{注13} これらの多くは、地域のためにボランティア

活動であり、その活動分野は幅広いものがある。

職業的組織である商店街組合や農協協同組合といった組織は、地域住民の組織の中でもっとも行動力や資金的な余裕のある組織である。こうした活動はもともと相互扶助から始まったものでそう古いものではない。

ところで、まちづくりという言葉をよく耳にするようになったが、テレビや新聞などのメディアに登場するまちづくりは、地域住民が地域のために汗をかいたことや、そのまち独特の伝統や文化に触れた活動や地域をアピールしたものである。本来、住民にとってのまちづくりは、地域の治安向上など身の回りがよくなることや、まちづくりに参加したいと思うことで、地域の仲間とのコミュニティ活動^{注14}である。このような意味で、地域コミュニティの重要性を知らせてくれたのは、わが国では、阪神大震災や地下鉄サリン事件であり、米国においてはニューヨークにおける悲慘なテロ事件は記憶に新しい。これらの事例では、近隣との付き合いのある地区ほど、個人を念頭においた救出作業が迅速に行われ、その後の避難所や架設住宅でもお互いの協力が見られた。また、全国から駆けつけたボランティアの様々な支援活動を見て、市民レベルや民間レベルで助け合うことの教訓を与えてくれたのである。

(4) 市民活動とNPO活動

1998年に施行された特定非営利活動促進法は、市民の自主的な市民活動を支援しようとするものである。従来の公益法人法と異なる点は、その認証のついて、官主導から民主体

に移った点である。そして、NPOは行政や企業よりも柔軟性のある活動^{注15}によって、行政や企業にはないサービスを提供することを目的とするものである。施行以来、2001年12月14日現在全国で認証された5,543団体のうち、まちづくりの推進を図る活動を目的とする団体は、1,725団体で、市区町村数に対する割合は45.4%で、都道府県平均では、34.7%になり全体の3分の1になっている。^{注16}

(5) 空洞化現象と住民の意識

戦後の都市部の人口推移を見ると、はじめは、4大都市へ地方からの人口流動があり、県庁所在地や人口20~30万人の地方中核都市においては、人口が大きく減ることはなく、1980年代までは大部分の都市が人口の維持や微増した。しかし、1990年代になると地価の上昇により、都市の中心部から郊外へ人口が流失した。また、人口が5~10万人規模の地方都市では人口の流失が著しかった。現在は都市部中心地の地価が下がり、建築費の低化により大都市を中心にマンションが建設されているが、不況による企業や個人事業者の倒産が相次ぎ、都市の空洞化現象は避けられない状況にある。空洞化した地域の治安を維持するうえでは、住民の地域活動の主体的な取り組み、すなわち、わたしたちのまちという意識が不可欠である。また、住民の意識が薄れていく状況の中で、何らかのかかわりを持つ場を作る必要がある。地域住民がわたしたちのまちという意識を持つことにより、住民の主体的な活動につながっていき、地域を支える力となるのである。

3. まちづくりNPOと条例制定

NPOとは、非営利組織(non profit organization)のことであるが、いまなぜNPO組織が注目されているのだろうか。第一には1980年代になると福祉を中心としたボランティア活動が目立ち、実質的なNPOとして、貴重な役割を果たしてきた。しかし、広く注目を集めたのは、前述したように、阪神大震災であり延べ140万人のボランティアが参加したと言われている。災害直後においてボランティアの果たした役割は大きく、いままでボランティア活動に消極的であった若者に目を向けさせた。これを機にしてコミュニティの再生や自分たちの地域は自分たちでつくっていかねばならないと、まちづくりへの取り組みがより積極的になったのである。とくに、防災・防犯や高齢者・介護地域の安全などについてより関心がつよくなり、コミュニティを基盤にしたボランティア活動やNPOが注目されるようになったのである。次に、生活の量的拡大ではなく、生活の質的向上を志向するようになり、このような質的向上にNPOなどの民間組織が期待されたためである。^{注17}

わが国では、コミュニティの発展は、政府や地方公共団体の仕事と考えられていた。しかし、海外ではニューヨークなどで著しい活動実績をもつガーディアン・エンジェルなどのようにNPOが重要な役割を担っている。例えば、犯罪の防止は警察の力だけで解決するものではないことは前述した通りである。

わが国においては、刑法犯の発生件数が全国最多となった大阪府が、今年(2019年)の4月1日に「安全なまちづくり条例」を施行した。これまで治安の維持には、警察に任せきりだったものを自治体が踏み出した

ものである。これを受けて福井、滋賀県でも条例の検討することになった。また、埼玉県朝霞市では、ピッキング対策で自宅の鍵を取り替える市民に、費用の半額まで補助する制度を設けた。東京都豊島区では、ホテルやスーパーなどの不特定多数の人が出入れする建物の建築確認の際に防犯設備について、警察と協議するように指導している。

これ迄、わが国は、諸外国と比べて治安の良さを誇れるものであったが、最近ではその安全神話が揺らいでいる。犯罪を押しえ込むには社会全体の協力が必要である。大阪府の条例は、従来の安全スローガンをもとにした条例とは異なり、犯罪を誘発する地域の環境改善に、ソフト面とハード面の両方で具体策を実践するものである。たとえば、道路には街灯を設置し、公園には植栽を工夫して見通しをよくする。また、アパートやマンション等の共同住宅には、防犯カメラを設けるなどの具体的構造指針を示し、設置者に必要な措置をとる努力義務を盛り込んだ。さらに、学校管理者に対しては大阪教育大付属池田小学校の児童殺傷事件を教訓に、警察、保護者、地域の代表を加えて安全対策を進める組織づくりを始めたのである。

そして、凶器を使用した路上強盗やピッキングによる空き巣などの侵入犯を防ぐ対策として、正当な理由なく鉄パイプや金属バットなどを持ち歩いたり、ピッキングの用具販売や技術講習会をする行為には、10万円以下の罰金を科すことにした。しかし、条例を作ったからといって、直ちに犯罪がなくなる訳ではない。すでにみてきたように、ニューヨークのジュリアーニ市長の時代に、1枚の割れた窓ガラスを放っておけばあっという間に全てが割られてしまうという考え方から、パトロール警官は地下鉄の落書きなどの軽微な犯罪も見逃

さないこと、市当局や市民が路上の廃棄車両の除去などのまちの浄化にも力を注いだのであった。

このように、まちづくりには、地域住民の協力が必要なことはいうまでもない。

最後に平成14年4月1日より施行される大阪府安全なまちづくり条例の全文および制定の経緯を紹介し、本稿を終えることにしたい。本条例は、安全なまちの実現は、一朝一夕にしてなるものではなく、警察、行政、事業者、府民が一体となって、安全なまちづくりに関する取り組みを展開していく必要があるとの認識のもと、1.府民一人ひとりの危機管理、2.安全なコミュニティづくり、3.安全な都市環境づくり、4.事業者、警察等により犯罪の防止など4つの基本方向のもと、安全なまちづくりに係る施策を総合的に展開していくため、大阪府安全なまちづくり、有識者懇談会報告書を踏まえて制定された。この条例の全文は以下の通りである。
注20

「大阪府安全なまちづくり条例」

目次

前文

第一章 総則(第1条-第4条)

第二章 推進体制(第5条・第6条)

第三章 学校、通学路等における幼児、児童、生徒等の安全の確保(第7条-第11条)

第四章 犯罪の防止に配慮した道路、公園等の普及等(第12-第14条)

第五章 犯罪の防止に配慮した共同住宅の普及等(第15条-第18条)

第六章 犯罪による被害の防止のために必要な規則等(第19条-第22条)

第七章 雑則(第23条)

第八章 罰則(第24条・第25条)

附則

安全に安心して暮らせることは、府民すべての願いである。また、安全なまちの実現は、大阪が内外の多くの人々が交流する活力と魅力あふれる国際都市として発展していくための基盤でもある。これまで、わが国においては、諸外国と比較して犯罪発生率が低く、安全で良好な社会秩序が保たれていた。しかしながら、社会の匿名性の増大や住民の連帯意識の希薄化などを背景に、大都市特有の様々な問題と密接に関連して、府或において犯罪の発生件数は急激に増加し、その内容も凶悪化しており、府民生活に重大な影響を及ぼしかねない深刻な事態に至っている。安全なまちの実現は、一朝にして成るものではない。私たち一人ひとりが危機意識をしっかりと持ち、警察その他の行政のみならず、事業者、ボランティアその他すべての府民が一体となって、良好な地域社会の形成など安全なまちづくりに関する取組を展開することが不可欠である。犯罪による被害を防止することはもちろん、犯罪を発生させない環境づくりを行うことを基本に、私たち一人ひとりが安全なまちの実現のためたゆまぬ努力を傾けることを決意し、この条例を制定する。

第一章 総則

(目的)

第1条 この条例は、府の区域において発生が顕著な府民の生命、身体又は財産に危害を与える犯罪の防止に関し、府、事業者及び府民の責務を明らかにするとともに、それぞれの連携及び協力の下に、安全に配慮した道路、公園等の普及その他の安全なまちづくりに関

地域住民のまちづくり、コミュニティ再生

する取組を推進し、及び犯罪による被害の防止のために必要な規制等を行い、もって府民が安全に安心して暮らすことができる社会の実現に資することを目的とする。

(府の責務)

第2条 府は、市町村、事業者及び府民と協力して、安全なまちづくりに関する総合的な施策を実施する責務を有する。

2 府は、安全なまちづくりを推進する上で市町村が果たす役割の重要性にかんがみ、市町村が安全なまちづくりに関する施策を実施しようとする場合には、技術的な助言その他の必要な支援の措置を講ずるものとする。

3 府は、第1項の施策の実施に当たっては、国及び市町村との連絡調整を緊密に行うよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第3条 事業者は、その事業活動を行うに当たり、安全なまちづくりのために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、府が実施する安全なまちづくりに関する施策に協力するよう努めなければならない。

(府民の責務)

第4条 府民は、日常生活における安全の確保に自ら積極的に努めるとともに、府が実施する安全なまちづくりに関する施策に協力するよう努めなければならない。

2 府民は、子ども、高齢者、障害者、女性その他の者が危害を受けていると認められる場合又は危害を受けるおそれ明らかであると認められる場合には、状況に応じて、警察官への通報その他の適切な措置をとるよう努めるものとする。

第二章 推進体制

(推進体制の整備)

第5条 府は、市町村並びに事業者及び府民並びにこれらの者の組織する民間の団体(以下「民間団体等」という。)との協働により、安全なまちづくりを推進するための体制を整備するものとする。

2 警察署長は、その管轄区域において、市町村、事業者、府民及び民間団体等との協働により、安全なまちづくりを推進するための体制を整備するものとする。

(府民等に対する支援)

第6条 府は、府民、事業者及び民間団体等の安全なまちづくりに関する自主的な活動を促進するため必要があると認めるときは、技術的な助言その他の支援の措置を講ずるよう努めるものとする。

第三章 学校、通学路等における幼児、児童、生徒等の安全の確保

(学校等における幼児、児童、生徒等の安全の確保)

第7条 小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校、幼稚園及び専修学校の高等課程並びに各種学校のうち主として外国人の幼児、児童、生徒等に対して教育を行うもの(以下これらを「学校」という。)並びに児童福祉施設を設置し、又は管理する者は、学校及び児童福祉施設(以下「学校等」という。)の施設内において、幼児、児童、生徒等の安全を確保するよう努めるものとする。

(指針の策定)

第8条 知事は、公安委員会と協議して、学校等のうち児童福祉施設及び私立の学校におけ

る幼児、児童、生徒等の安全の確保のために必要な方策に関する指針を定めるものとする。

- 2 大阪府教育委員会は、公安委員会と協議して、公立の学校における幼児、児童及び生徒の安全の確保のために必要な方策に関する指針を定めるものとする。

(府立の学校等における安全対策の推進体制の整備等)

第9条 府立の学校等の管理者は、必要があるとき認めるときは、その所在地を管轄する警察署その他の関係機関の職員、保護者、地域における犯罪の防止に関する自主的な活動を行う府民等の参加を求めて、当該学校等における安全対策を推進するための体制を整備し、並びに幼児、児童、生徒等の安全の確保のために必要な対策を検討し、及びその実施に努めるものとする。

(府立以外の学校等に対する技術的助言等)

第10条 府は、府立の学校等以外の学校等を設置し、又は管理する者に対し、当該学校等における安全対策を推進するための体制の整備その他の当該学校等における幼児、児童、生徒等の安全を確保するための取組について、技術的な助言その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(通学路等における幼児、児童、生徒等の安全の確保)

第11条 警察署長は、その管轄区域内における通学、通園等の用に供されている道路及び幼児、児童、生徒等が日常的に利用している公園、広場等(以下「通学路等」という。)において、当該通学路等の施設の管理者、地域住民、保護者及び学校等の管理者と連携して、幼児、

児童、生徒等の安全を確保するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

- 2 公安委員会は、知事その他関係機関と協議して、前項の措置に関する指針を定めるものとする。

- 3 府民は、通学路等において、幼児、児童、生徒等が危害を受けていると認められる場合又は危害を受けるおそれがあると認められる場合には、状況に応じて、警察官への通報、危害の発生を防止するための避難誘導等の保護の措置その他の適切な措置をとるよう努めるものとする。

第四章 犯罪の防止に配慮した道路、公園等の普及等

(犯罪の防止に配慮した道路、公園等の普及)

第12条 府は、犯罪の防止に配慮した道路、公園、自動車駐車場及び自転車駐車場の普及に努めるものとする。

(指針の策定)

第13条 知事及び公安委員会は、それぞれの所掌事務に基づき共同して、道路、公園、自動車駐車場及び自転車駐車場について、犯罪の防止に配慮した構造、設備等に関する防犯上の指針を定めるものとする。

(犯罪の防止に配慮した駐車場の設置等の促進)

第14条 自動車駐車場又は自転車駐車場(以下これらを「駐車場」という。)を設置し、又は管理する者は、当該駐車場を前条に規定する指針に定める犯罪の防止に配慮した構造、設備等を有するものとするために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

- 2 府は、防犯上優れた駐車場を認定する制度を設ける等犯罪の防止に配慮した駐車場の整

地域住民のまちづくり、コミュニティ再生

備等の促進に資する措置を講ずるよう努めるものとする。

第五章 犯罪の防止に配慮した共同住宅の普及等 (犯罪の防止に配慮した共同住宅の普及)

第15条 府は、犯罪の防止に配慮した共同住宅の普及に努めるものとする。(指針の策定)

第16条 知事は、公安委員会と協議して、共同住宅の用途に供する建築物について、防犯上の安全性に関する指針(公安委員会の所掌事務に係るものを除く。)を定めるものとする。

2 公安委員会は、知事と協議して、共同住宅について、犯罪の防止に配慮した構造及び設備、居住者の安全を確保するための管理等共同住宅における犯罪の防止に関する指針(公安委員会の所掌事務に係るものに限る。)を定めるものとする。

(情報提供等)

第17条 知事又は公安委員会は、前条第1項又は第2項に規定する指針に基づく共同住宅の整備等に関し、共同住宅を建築しようとする者、設計者その他の者に対し、情報の提供、技術的な助言その他必要な措置を講ずるものとする。

(犯罪の防止に配慮した共同住宅の建築等の促進)

第18条 共同住宅を建築しようとする者及び共同住宅の設計者は、当該共同住宅を第16条第1項に規定する指針に定める防犯上の安全性及び同条第2項に規定する指針に定める犯罪の防止に配慮した構造、設備等を有するものとするために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 府は、防犯上優れた共同住宅を認定する制

度を設ける等犯罪の防止に配慮した共同住宅の整備等の促進に資する措置を講ずるよう努めるものとする。

第六章 犯罪による被害の防止のために必要な規則等

(鉄パイプ等使用犯罪による被害の防止)

第19条 何人も、道路、公園、広場、駅、空港、埠頭、興行場、飲食店その他公衆が出入りすることができる場所又は自動車、電車、乗合自動車、船舶、航空機その他公衆が利用することができる乗物において、その本来の用途に従い使用し、又は運搬する場合その他社会通念上正当な理由があると認められる場合を除いては、鉄パイプ、バット、木刀、ゴルフクラブ、角材その他これらに類する棒状の器具であつて、人の生命を害し、又は人の身体に重大な害を加えるのに使用されるおそれのあるものとして公安委員会規則で定めるもの(以下「鉄パイプ等」という。)を携帯してはならない。

2 警察官は、バット又はゴルフクラブを携帯している者について、前項の規定に違反する事実があるかどうかの判断を行おうとする場合には、特に慎重に行わなければならない。

3 公安委員会は、前2項の規定の解釈及び運用に関する基準を定め、及びこれを公表するものとする。

4 警察官は、鉄パイプ等を携帯していると疑うに足りる相当な理由のある者が、異常な挙動その他周囲の事情から合理的に判断して他人の生命又は身体に危害を及ぼすおそれがあると認められる場合においては、鉄パイプ等であると疑われる物の提示を求め、又はそれが隠されていると疑われる物の開示を求めて

調べることができる。

- 5 警察官は、鉄パイプ等を携帯している者が、異常な挙動その他周囲の事情から合理的に判断して他人の生命または身体に危害を及ぼすおそれがあると認められる場合において、その危害を防止するため必要があるときは、その提出を求めて一時保管することができる。
- 6 前2項の規定により提示、開示又は提出を求める警察官は、その身分を示す証明書を携帯し、及びこれを提示しなければならない。
- 7 警察官は、第5項の規定により一時保管した場合においては、速やかに、その一時保管に係る鉄パイプ等を一時保管した場所を管轄する警察署長(以下「所轄警察署長」という。)に引き継がなければならない。この場合において、所轄警察署長は、当該鉄パイプ等を一時保管しなければならない。
- 8 所轄警察署長は、第5項の規定により警察官が一時保管を始めた日から起算して5日以内に(当該期間内であっても、一時保管する必要がなくなった場合にあつては、直ちに)一時保管に係る鉄パイプ等を本人(当該鉄パイプ等について本人に対し返還請求権を有することが明らかな者がある場合においては、その者)に返還するものとする。ただし、本人に返還することが危害防止のため不相当であると認められる場合においては、本人の親族又はこれに代わるべき者に返還することができる。
- 9 前2項に定めるもののほか、鉄パイプ等の一時保管及び返還の手續に関し必要な事項は、公安委員会規則で定める。

(ピッキング用品の有償譲渡等の禁止等)

第20条 何人も、次に掲げる場合を除いては、

ピッキング(鍵以外の物を鍵穴に差し込んで、当該錠前を損傷、破壊その他その本来の機能を損なうことなく解錠を行うことをいう。以下同じ。)に使用される針状、鉤状その他特殊な形状の金属(これと同程度の硬度を有するものを含む。)製の器具(以下「ピッキング用具」という。)の有償による譲渡又はピッキングの仕方の有償による教授(以下「ピッキング用具の有償譲渡等」という。)をしてはならない。

- 一 錠前業者(主として錠前の製造、販売、取付け若しくは解錠又は合い鍵の作成若しくは販売を業として行う者をいう。以下同じ。)又は錠前技術者の養成を業とする者が、他の錠前業者又は錠前業者に常時使用される従業員に対してピッキング用具の有償譲渡等を行う場合
- 二 錠前業者又は錠前技術者の養成を業とする者が、次に掲げるものに対してピッキング用具の有償譲渡等を行う場合
 - イ 犯罪の予防若しくは捜査又は建築若しくは住宅に関する事務を所掌する国又は地方公共団体の機関及びその職員(当該事務を担当する職員であつて、その属する国又は地方公共団体の機関が必要と認めるものに限る。)
 - ロ 錠前、防犯、建築、住宅等に関する調査研究を行う公共団体その他のものであつて、公安委員会が公示して定めるもの
- 2 錠前業者又は錠前技術者の養成を業とする者は、ピッキング用具の有償譲渡等を行おうとする場合には、その相手方がピッキング用具の有償譲渡等を受けることができるもので

地域住民のまちづくり、コミュニティ再生

あるかどうかを、公安委員会規則で定めるところにより確認しなければならない。

3 錠前業者は、ピッキングその他の方法により容易に解錠されない構造及び材質を有する錠前(以下「ピッキング等に強い錠前」という。)の開発及び普及のために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

4 公安委員会は、府民がピッキング、錠前の破戒等により住宅に侵入される等犯罪の被害に遭うことを防止するため、ピッキング等に強い錠前を普及するための広報、啓発等の活動を行うとともに、ピッキング等に強い錠前を開発及び普及の促進に資する措置を講ずるよう努めるものとする。

(ひったくり及び自動車等の盗難の被害の防止)

第21条 自動車(道路交通法(昭和35年法律105号)

第2条第1項第9号に規定する自動車をいい、二輪のものを除く。以下同じ)の製造又は販売を業とする者(以下「自動車製造業者等」という。)及び自転車(同項第11号の2に規定する自転車をいう。以下同じ。)の製造又は販売を業とする者(以下「自転車製造業者等」という。)は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める措置を講ずるよう努めなければならない。

一 自動車の製造を業とする者 盗難の防止に配慮した構造及び設備を有する自動車並びに盗難の防止するための装置の開発

二 自動車の販売を業とする者 盗難の防止に配慮した構造及び設備を有する自動車並びに盗難を防止するための装置の普及

三 自転車の製造を業とする者 盗難の防止に配慮した錠前等の構造等を有する自転車及び自転車を利用している者がひったくり

等の犯罪の被害に遭うことを防止するための用具の開発

四 自転車の販売を業とする者 盗難の防止に配慮した錠前等の構造等を有する自転車及び自転車を利用している者がひったくり等の犯罪の被害に遭うことを防止するための用具の普及

2 公安委員会は、ひったくり並びに自動車及び自転車の盗難の被害を防止するため、広報、啓発その他の必要な措置を講ずるとともに、自動車製造業者等及び自転車製造業者等に対して、情報の提供、助言、盗難の被害の防止上優れた自動車又は自転車を認定する制度を設けること等盗難の被害の防止に配慮した自動車及び自転車の普及の促進に資する措置を講ずるよう努めるものとする。

(盗難自動車の不正な輸出の防止)

第22条 警察本部長は、必要があると認めるときは、一度使用された自動車(以下「中古自動車」という。)の輸出を業とする者(以下「中古自動車輸出業者」という。)、通関業者(通関業法(昭和42年法律122号)第3条第1項の許可を受けた者をいう。以下同じ。)及び保税蔵置場(関税法(昭和29年法律61号)第42条第1項に規定する保税蔵置場をいう。以下同じ。)に係る許可を受けた者(以下「保税蔵置場管理者」という。)に対して、窃盗その他の財産に関する罪に当たる行為により領得された自動車(以下「盗難自動車」という。)に関する情報を提供することができる。

2 中古自動車輸出業者、通関業者及び保税蔵置場管理者は、前項の規定により提供を受けた情報その他の情報に基づいて、その業務に

関し取り扱う中古自動車が盗難自動車であるかどうかを、公安委員会規則で定めるところにより確認するよう努めなければならない。

3 中古自動車輸出業者、通関業者及び保税蔵置場管理者は、前項の規定により確認した場合において、その取り扱う自動車が盗難自動車であることが判明したときは、警察官への通報その他の適切な措置をとらなければならない。

4 公安委員会は、盗難自動車の輸出を防止するため、関係機関と協力して、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第七章 雑 則

(指針の策定手続等)

第23条 知事、大阪府教育委員会及び公安委員会は、第8条第1項若しくは第2項に規定する指針、第11条第2項に規定する指針、第13条に規定する指針又は第16条第1項若しくは第2項に規定する指針(以下これらを「安全防犯指針」という。)を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、市町村長の意見を聴くとともに、府民の意見を反映させるための適切な措置を講ずるものとする。

2 知事、大阪府教育委員会及び公安委員会は、安全防犯指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

第八章 罰 則

第24条 次の各号の一に該当する者は、10万円以下の罰金に処する。

- 一 第19条第1項の規定に違反した者
- 二 第20条第1項の規定に違反した者

第25条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員が、その法人又

は人の業務に関し、前条第2号の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、同条の罰金刑を科する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成14年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第19条、第20条第1項及び第2項並びに第八章の規定 平成14年6月1日

二 第8条、第11条第2項、第13条、第14条第1項、第16条、第17条、第18条第1項及び第23条第2項の規定規則で定める日

(経過措置)

2 第8条第1項及び第2項、第11条第2項並びに第16条第1項及び第2項の規定による協議並びに第19条第3項の規定による基準の策定及び公表については、当該規定の施行前においても行うことができる

(検討)

3 府は、附則第1項第1号に掲げる規定の施行後3年を経過した場合において、当該規定の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

おわりに

犯罪の防止は警察の力に頼るのでは解決できない。1967年において、法執行と犯罪に関する大統領委員会に提出された報告書において、市民を対象にした調査票調査から重要な結果をみた。それは、市民が抱く犯罪被害不安は、近隣やコミュニティにおける無秩序と強い相関関係があることで

地域住民のまちづくり、コミュニティ再生

ある。不安と無秩序の関係については、1980年代に至るまでは軽視されており、現在に至っても刑事司法や犯罪学の領域でもとり扱われることはあまり多くはないはずである。そして、学者、実務家や被害者らにとっても、もっぱら殺人、強姦、強盗、暴行、夜盗などの重大犯罪のみに留意していたのである。これまで警察や刑事司法職員は無秩序を放置してきたのである。無秩序という状態というのは、暴力を伴った物乞い、街路売春、酔っ払い、恐喝、迷惑行為、道路及び公共空間での妨害、破壊行為、落書き、公共の場での立ち小便および排便、無許可の売買交渉などといった行為をも放任することである。これらの行為は犯罪としては位置付けられているが、法や条例では単なる軽犯罪としてとるにたらない不品行としかとり扱われないのが一般的である。刑罰をみても罰金かコミュニティサービスぐらいである。しかし、このような無秩序な行為は、結果的に重大な犯罪、ひいては都市の退廃へとつながりかねない潜在的な可能性を有していることを忘れてはいけない。

本稿でみてきたように、一枚の割れた窓ガラスを放置していることは誰も気にしていないというサインになり、最後には全てが割られてしまうのである。わたしたちは、警察や個人それぞれを守っているのと同様に、第二章でもとりあげてきたように、コミュニティも守るべきものだということを忘れてはならない。医者が病気を治療するより健康を維持することの重要性に気がついたように、警察はもちろんわたしたちも割れているガラスのない治安の保たれたコミュニティの重要性に気がつかなければならないのである。

平成14年4月1日より施行された大阪府安全なまちづくり条例(前掲)は、そのような意味からし

ても大いに期待されるものであり、今後各自治体に広がっていくはずである。ボランティア団体としてのガーディアンエンジェルの活動とともに今後の動向をみていきたい。

以上

(注1)「平成13年中の犯罪発生状況」防犯かながわ(平成14年3月)

(注2)平成13年版犯罪白書(法務省法務総合研究所)456頁参照

(注3)拙稿「環境犯罪学からみた環境犯罪」(上)(中)(下)環境情報研究所紀要VOL4, VOL5~VOL7参照

(注4)1999年10月23日付 朝日新聞朝刊 6面他

(注5)George L. Kelling & Catherine M. Coles, Fixing Broken Windows, Simon Schuster, 1997

(注6)産業基盤整備基金「地域住民主体による中心市街地活性化のための活動に関する調査研究」2000年 23頁~28頁、75頁~80頁

(注7)熊代昭彦「日本のNPO法成立の意義と使命」ぎょうせい(1999)2頁~9頁

(注8)世古一穂「NPO運営の課題と方策」国民生活4月号(1999)28頁~33頁

(注9)鳥越皓之「環境ボランティア・NPOの社会学」新曜社 2000年 43頁参照

(注10)星野昌子「NPOの現状と社会的意義」国民生活4月号(1999)8頁~14頁

(注11)アメリカにおける環境アセスメントについては、木村実・土地環境法の理論7頁(ぎょうせい、1998年)、藤倉皓一郎「環境アセスメントの基本的性格」土地問題双書16巻2頁(有斐閣、1992)、Fronk. p. Grod, Treatise on En-

viron mental Low, § 9(1980), 「環境アセスメントの法的側面」環境法研究4号(1995)などを参照

(注12)139 Cong.Rec.1999.3.21 (statement of Rep.Ramstad) 参照

(注13)1995年5月26日、ニューヨーク本部で活躍していた小田啓二氏が、その東京支部開設によってはじまった。

(注14)山村恒年・榎村久子・高畑由起夫・横山孝雄・入江一恵・関根孝道「21世紀へ環境学の試み」嵯峨野書院、(1995)参照

(注15)山内直人「NPO入門」日経文庫 2001年 33頁参照

(注16)レスター・サラモンの定義がよく引用される。それが国際的に共通に定義されるからである。それによれば、i 正式に組織されたものであること。ii 政府と別に組織されたものであること。iii 営利を追求しないこと。iv 自己統治組織であること。v ある程度自発的な意志によるものであること。vi 宗教組織でないこと。vii 政治組織でないことと定義されている。

(注17)2001年11月13日付日経新聞朝刊29面「都市再生は民間主導で」

(注18)Andrew Sanders & Richard Young, Crimindl Justice:The public interest, Butterworths 1994 pp230 ~233

(注19)2002年4月6日付読売新聞朝刊3面「安全な街条例」

(注20)<http://www.pref.osaka.jp/fukatsu/anzen/jourei.html>.

<http://www.pref.osaka.jp/fukatsu/anzen/ga:you.html>

(参考文献)

・James Q. Wilson & George L. Kelling, Broken Windows:The police and neighborhood Safety, The Atlantic Monthly:March 1992. Volume 249, No3. pp29~38
・George L. Kelling Catherine M. Coles, Fixing Broken Windows, Simon Schuster, 1997

ABSTRACT

A Study of Broken Windows Theory: Reducing Crime in Our Communities

Toyokazu KAKUSHO

This study concerns organizational Change in policing and the development of comprehensive community crime prevention programs.

The source of the study is George L.kelling's publication "Fixing Broken Windows."

His broken Windows Theory developed the order maintenance policies in the New York city subway that ultimately led to radical crime reduction. the writer will examine recent urban Japan issues.